本号で公布された法令のあらまし

◇**職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令**（政令第二四四号）（厚生労働省）

1　技能検定を行う職種について、ピアノ調律及びハウスクリーニングを追加し、ファインセラミックス製品製造及び漆器製造を廃止することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月十七日

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第二百四十四号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「キャリア・コンサルティング」を「キャリア・コンサルティング　ピアノ調律」に改め、「ファインセラミックス製品製造」及び「漆器製造」を削り、「ビルクリーニング」を「ビルクリーニング　ハウスクリーニング」に改める。

別表第二中「キャリア・コンサルティング」を「キャリア・コンサルティング　ピアノ調律」に、「ビルクリーニング　ハウスクリーニング」を「ビルクリーニング　ハウスクリーニング」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫

内閣総理大臣　菅　　直人

省　令

○法務省令第四十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

法務大臣　仙谷　由人

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項の下欄第四号中「又は本人を雇用する者」を「、本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第二号及び第三号、第四十九条並びに第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　ハウスクリーニング

別表第五第一号の表ファインセラミックス製品製造科及び漆器製造科の項を削り、同第二号の表ファインセラミックス製品製造科及び漆器製造科の項を削る。

別表第十一の二漆器製造の項を削る。

別表第十一の四キャリア・コンサルティングの項の次に次のように加える。

ピアノ調律	一級、二級及び三級

別表第十一の四ファインセラミックス製品製造及び漆器製造の項を削る。

別表第十二ファインセラミックス製品製造及び漆器製造の項を削る。

別表第十三ファインセラミックス製品製造及び漆器製造の項を削る。

別表第十四漆器製造の項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則（次項において「旧規則」という。）別表第十一の二の検定職種の欄に掲げる漆器製造に係る技能検定に合格した者が受けることができる職業訓練指導員試験については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げるファインセラミックス製品製造又は漆器製造に係る技能検定に合格した者が職業能力開発促進法第五十条第一項の規定に基づき称することができる名称については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六条第十一号及び第九条第十五項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十一条第二号及び第五十四条第十一項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条一号中「であつて」を「であつて」に、「次号」を「第三号」に、「もつて」を「もつて」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「であつて」を「であつて」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の下欄ニの規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（前号に該当する者を除く。）